桑名市情報公開・個人情報保護審査会答申

60号事件

第1 審査会の結論

- 1 「桑名市特別職報酬等審議会」の委員8名の平成25年の源泉徴収票のうち、「住所」 と「生年月日」を除いた部分を開示すべきである。
- 2 「桑名市職員倫理審査会」の委員3名の平成24年、平成25年の源泉徴収票のうち、 「住所」と「生年月日」を除いた部分を開示すべきである。
- 3 平成 21 年から同 25 年までの間の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を開示 すべきである。

第2 異議申立人の異議申立の要旨

桑名市特別職に係る所得税法第226条の法定調書(5年分)各月(直近まで)の人事課で所有する支払い明細(全課・全部局分)の開示を求めたところ、市は部分開示決定通知書に基づき「桑名市職員倫理審査会」委員の源泉徴収票の「委員名」部分のみを非開示とした文書をいったん開示したのに、その場で部分開示決定通知書を持ち去り、後日、全部非開示としたので、人事課が所管している委員会等で報酬が出ている委員の源泉徴収票と合計表の開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

源泉徴収票は、個人が所有、それに基づき税務署への収入の申告をするもので、申告納税制度の下、国税当局が適正・公正な課税を実現する上で不可欠な役割を担っている。また、特定の個人を識別できる、できないとしても、個人の収入が判明し、その収入に関する申告の有無にかかわるなど、円滑な徴収業務、個人の納税に支障が生ずることも考えられる。

よって、桑名市情報公開条例第6条1項7号の情報に該当するので非開示とした。

第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点

異議申立人が請求している文書は、平成21年から平成25年までの人事課が所管する委員会の委員の「源泉徴収票」と前記各年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」であるから、これらの文書の開示を認めるか否かである。以下、判断する。

- 1 人事課による源泉徴収票等の保管状況
- (1) 人事課が所管している委員会は、「桑名市特別職報酬等審議会」と「桑名市職員倫理 審査会」である。

「桑名市特別職報酬等審議会」は、特別職の報酬に関する審議が必要になった都度、開催されるので開催は不定期である。平成 21 年以降の開催年は平成 22 年、平成 23 年、平成 25 年である。

「桑名市職員倫理審査会」は、第1回の開催が平成24年5月であり、以降毎年開催されている。

その結果、上記2委員会の委員の源泉徴収票は、「桑名市特別職報酬等審議会」は、 平成22年分、平成23年分、平成25年分、「桑名市職員倫理審査会」は、平成24年分 と平成25年分が存在することとなる。

(2)源泉徴収票は、原則4枚綴りとなっており、1枚目と2枚目が給与支払報告書であり、これは、2枚とも、当該委員が居住する市町に提出される。3枚目が税務署提出用、4枚目が委員本人交付用である。

給与支払報告書2枚と支払金額が50万円を超える税務署提出用は、各部局から人事 課に提出され、人事課から各市町と税務署に提出される。各課部局から人事課に提出さ れた給与支払報告書と税務署提出用の源泉徴収票のコピーは、人事課ではとっていな い。

但し、人事課所管の前記2委員会の税務署提出用の源泉徴収票は、コピーをとっている。

- (3) したがって、人事課に提出される支払金額が50万円を超える源泉徴収票は、人事課を経由して税務署に提出されるが、そのコピーを人事課は保存していないため、人事課には、他部局が所管する源泉徴収票のコピーは存在しない。
- (4) 人事課が所管する前記2委員会の各委員については、源泉徴収票の額が50万円を超えないので、税務署に提出する必要がないため、当該年の翌年の早い時期に廃棄処分にしているが、人事課は、廃棄する前にコピーをとっている。それら源泉徴収票のコピーの保存期間は、規則などの規定は存在しないものの、コピー後2年間保管後に廃棄処分をしているとのことである。

すると、前記2委員会の委員の源泉徴収票でコピーが存在するのは、平成24年分と25年分と考えられるが、「桑名市特別職報酬等審議会」については平成24年には開催されていないので、人事課が保管している同委員会の源泉徴収票のコピーは平成25年分だけである。

- (5) 前記2委員会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職公務員となる。 「桑名市特別職報酬等審議会」の特別職公務員(委員)は8名であり、「桑名市職員倫理審査会」の特別職公務員(委員)は3名である。
- 2 源泉徴収票のコピーの開示の要否について
- (1)源泉徴収票の記載を見ると、「住所」、「氏名」、「種別」、「摘要」、「支払金額」、「源泉徴収税額」、「乙欄」、「中途就・退職」、「受給者生年月日」、「支払者の住所・氏

名」が記載してある。

この情報のうち、「住所」、「氏名」、「受給者生年月日」は、個人識別情報に該当する。しかしながら「氏名」については、特別職公務員については市が氏名を公表するべきであるし、報酬額も関連条例や規則等で定型的に定められているものであることから、本件においては、個人識別情報には該当しないと考える。

すると、上記源泉徴収票のうち、個人識別情報に該当するのは、「住所」と「生年月日」であるから、左記 2 情報を除いた「桑名市特別職報酬等審議会」の委員 8 名の平成 25 年の源泉徴収票及び「桑名市職員倫理審査会」の委員 3 名の平成 24 年と平成 25 年の源泉徴収票は、開示すべきである。

- (2) 実施機関は、非開示とした理由として、源泉徴収票は、個人が所有、それに基づき税務署への収入の申告をするもので、申告納税制度の下、国税当局が適正・公正な課税を実現する上で不可欠な役割を担っている。また、特定の個人を識別できる、できないとしても、個人の収入が判明し、その収入に関する申告の有無にかかわるなど、円滑な徴収業務、個人の納税に支障が生ずることも考えられると主張するが、桑名市が保管している前記委員の源泉徴収票を開示したとしても、実施機関が主張するような、支障が具体的に生じる可能性があるとはいえず、前項の記載した範囲で各委員の源泉徴収票を開示するのが相当である。
- 3 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の開示の要否について

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は、提出者の住所・氏名、作成担当者の氏名、給与所得・退職所得・報酬、料金、契約金及び賞金の支払い・不動産使用料等の支払調書合計表があるが、いずれも、合計数字が記載してあるだけであるから、いずれも桑名市情報公開条例第6条記載の非開示情報に該当しない。

したがって、平成 21 年から同 25 年までの間の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を開示すべきである。

4 異議申立人は、実施機関が委員の住所・氏名を非開示とした上で、部分開示決定を したのにもかかわらず、その部分開示決定通知書を持ち去り全部非開示としたのは 不当であると主張する。

確かに、本件文書開示の経緯からすれば、実施機関は、平成26年9月18日に異議申立人に対して、1名の委員の氏名・住所を非開示とした部分開示決定をした文書を交付した。しかしその後、実施機関が、異議申立人より、氏名の開示も求められ、いったん、部分開示文書を持ち帰った上で全文書を非開示としたことは、事前に慎重な検討をせずに開示決定をしたことがうかがえ、妥当でなかったといえる。しかし、そのことにより、本審査会の結論の帰趨が変わるわけではない。

第5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容	
平成26年9月29日	• 不服申立諮問書受理	
9月30日	・実施機関に対し公文書非開示理由説明書の提出及び意	
	見陳述の希望の有無の確認	
10月7日	・実施機関から公文書非開示理由説明書及び審査会会議	
	出席届出書を受理	
10月9日	・異議申立人に対し公文書非開示理由説明書の送付、意	
	見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認	
10月22日	・書面審理	
	・実施機関の補足説明の聴取	
	・審査 (第1回審査)	
平成26年12月1日	・答申	

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏 名	役職等
会 長	石 坂 俊 雄	弁護士
会長職務代理者	藤枝律子	大学講師
委 員	福井悦子	弁護士
委 員	庄 司 俊 哉	弁護士
委 員	田中里美	大学講師